

社会福祉法人 愛恵会

旅費付属規程

本規程は、旅費規程2条第6項の付属規程として、下記の通り定める。

1. 出張に当たりやむを得ない事情により、公用車を使用することが出来ない場合、下記条件をもって、役職員の所有する車輛を使用することが出来る。

- (1) 役職員所有の車輛使用については、理事長が認めた車輛とする。
- (2) 役職員所有の車輛使用に当たり、下記内容を報告することとし別紙出張命令・清算書とする。

①車輛の使用要件

②役職員名・使用車輛名・車輛ナンバー

③車輛保険の加入の可否

④走行距離の報告

- (3) 役職員所有の車輛の使用に当たっては、車種を問わず、走行距離1kmあたり25円とする。

この付属規程は、平成25年11月1日から適用する。

この付属規程は、平成30年1月25日から適用する。